

【14】 私的独占・不公正な取引方法⑥

2017-05-26 その他の他者排除行為

- マージンスクイズ・セット割引
 - 両者は本質的には同じ問題である（図解）
 - マージンスクイズ（margin squeeze）
 - 川上で必須の原材料を供給するYが、川下の検討対象市場において川上商品役務の価格に近接した価格で川下商品役務を売る行為（川下での競争者Aの利益マージンが圧搾される）
 - 取引拒絶と略奪廉売の間
 - 「Y川上価格>Y川下価格」となるのが典型
 - 違反基準
 - 特別な違反基準ではなく、取引拒絶と同等の違反基準
 - H22NTT最判がマージンスクイズの例とされる
 - 最後に最判が前提とした事実は、これでもかなり単純化されており（それほど単純ではない、というのが隠された最大の争点）、それを前提にすれば一種のマージンスクイズではある。
 - しかし、マージンスクイズであるからといって特別な違反基準が採られたわけではない（調査官もそのように解説）
 - セット割引（bundled discount）
 - 需要者に主たる商品役務と重たる商品役務を供給するYが、主の単品と、主と従のセットとを、近接した価格で売る行為
 - 抱き合わせと略奪廉売の間
 - 違反基準
 - Discount Attribution Test（DAテスト）（割引総額帰属テスト）
 - +排除効果+正当化理由なし
 - 電力ガイドライン（←電力完全自由化）
 - コスト割れ（可変的性質を持つ費用を下回る）が前提
 - 明記はしていないがDAテストとなるう
 - H4葉書大阪地判、H6葉書大阪高判
 - 複数の行為が相俟った1個の行為（合わせ技一本）
 - H12函館新聞同意審決
 - 商標大量出願、テレビCM間接取引拒絶、安い広告
 - H10パラマウントベッドはこの例ではない
 - 一般指定14項
 - 行為要件が茫漠としている
 - 不正手段型行為（14項のもともとのターゲット）

- H26神鉄タクシー大阪高判（J1476白石）
- H28ワンブルー公取委（H27東京地判についてJ1490白石）
- 排除効果必要型行為
 - 他の項の行為要件を満たすか否かが明確でない場合
 - アフターマーケット事案は一般指定14項を使うのがお作法
 - 合わせ技一本の場合
 - 例、H15ヨネックス
 - 排除効果が成立するか否かが微妙な場合
 - 排除効果がないのに違反とすることはできないのではないか
 - H21第一興商（排除効果ありと説明できる）
 - H23DeNA（後続民事訴訟で排除効果なしと主張→和解）
 - H27岡山県北（後続民事訴訟で損害賠償請求棄却）
 - 類似事件で以下のものは一般指定12項
 - H21大分大山町農業協同組合
 - H29土佐あき農業協同組合
- 一般指定8項・9項
 - 主要なものは特別法（当時）の景表法へ（H21消費者庁へ）
 - 一般指定8項
 - 景表法の不当表示規制とほぼ重なっており、公取委が使うことは考えにくい
 - 一般指定9項
 - 景表法の景品規制とほぼ重なっており、景品規制の緩和の流れで、ほとんど用いられない
 - H28教科書警告
- アフターマーケット事案
 - 相対的に高額な機器を購入した需要者に対し消耗品等で儲けるビジネスに係る事案
 - 入口の争点
 - そのメーカーの消耗品等のみ限定した小さな市場が成立するか
 - 機器・消耗品等を込みにした商品役務の大きな市場のみが成立するか
 - その事案で問題となっている消耗品等は何か（H5東芝エレベータ）
 - 行為要件
 - H23ハイン対日立ビルシステム
 - 排除効果 → 上記の市場画定が重要
 - 正当化理由
 - 一般論としてH5東芝エレベータ大阪高判（安全性確保）
 - 例、H29京セラ対ニックフレート